

まいばら

vol.43

6/15

2007.

7月1日号(市政情報誌) 6月29日(金)

くらしに役立つお知らせ号

| | | | |
|---|-----------------|------------------------|---|
| ト | 米原市のシンボルを定めます | あなたが選ぶ「米原市を象徴するもの」はなに? | 1 |
| ピ | 情報公開制度と個人情報保護制度 | 平成18年度の実施(運用)状況を報告します | 2 |
| ツ | 平和の折り鶴を募集 | 米原市民の平和への願いを折り鶴に託しませんか | 3 |
| ク | ファシリテーター養成講座 | みんなで健康づくりの輪を広げよう | 7 |
| ス | 消費生活相談コーナー | えっ!! 教材は解約できない? | 8 |

あなたのイメージを市のシンボルに.....

米原市といえば...

米原市的象徴物。

シンボル募集

米原市といえば...なに!?

あなたが選ぶ、米原市を象徴するモノはなんですか?

自然、植物や生き物、建築物など“米原市”から連想するものならなんでもOKです。



募集締切は6月29日(金)※必着

応募資格▶米原市在住・在勤・在学の方(年齢不問)

応募方法▶市役所各庁舎情報プラザ、市立図書館、各公民館などに備え付けの用紙に記入して窓口へご提出いただくか、公式ウェブサイトからダウンロードし、Eメール、FAX、郵便または直接下記までご提出ください。

選定▶応募いただいた提案をもとに総合計画審議会で選定します。

賞▶抽選で10名様に3,000円分の図書券カードを贈呈します。

お問い合わせ&応募先

〒521-8501(住所不要) 米原市役所 米原庁舎 政策推進部 総合政策課

☎52-6626 ☎52-5195

Eメール seisaku@city.maibara.shiga.jp

米原市職員

採用上級試験を 実施します

試験区分▶行政職

職務内容▶一般行政事務

採用予定人数▶若干名

受験資格▶昭和55年4月2日
から昭和61年4月1日生まれの方

第1次試験▶7月29日(日)

申込方法▶米原市役所総務課
へ申込用紙を請求し、必要
事項を記入して提出してく
ださい。

申込受付期間▶6月15日(金)
~7月3日(火)の執務時間
内(平日8時30分~17時
15分)。郵送の場合は、締
切日までの消印のあるもの
に限り受け付けます。

*その他、くわしくは下記ま
でお問い合わせください。

— お問い合わせ —

総務部 総務課(米原庁舎)

☎52-1552 ☎52-4447

情報公開制度と個人情報保護制度

平成18年度の実施（運用）状況を報告します

平成18年度情報公開の実施状況

市民のみなさんの市政参加を促進し、より身近で開かれた市政の実現を目指して実施している「情報公開制度」。この制度では市が保有する公文書を皆さんからの請求に応じて公開しています。平成18年度の実施状況は次のとおりです。

今後も公正かつ透明性の高い行政の推進を図ります。

| 実施機関 | 請求件数 | 処 理 状 況 | | | | |
|-------|------|---------|----|-----|-----|------|
| | | 公 開 | | 非公開 | 不存在 | 取り下げ |
| | | 全部 | 部分 | | | |
| 市長部局 | 17 | 2 | 12 | 0 | 0 | 3 |
| 教育委員会 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 監査委員 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 |
| 合 計 | 19 | 2 | 13 | 1 | 0 | 3 |

※「部分公開」とは当該公文書に含まれる個人情報等を除いて公開したものです。

平成18年度個人情報保護制度の運用状況

個人の権利利益を保護するため、本人の情報の開示や訂正、利用停止を求めることができる「個人情報保護制度」の平成18年度の運用状況は次のとおりです。なお、訂正および利用停止についての請求はありませんでした。

今後も個人情報の適切な管理のもと、公正で適正な行政運営を推進していきます。

| 実施機関 | 請求件数 | 処 理 状 況 | | | | |
|------|------|---------|----|-----|-----|------|
| | | 開 示 | | 不開示 | 不存在 | 取り下げ |
| | | 全部 | 部分 | | | |
| 市長部局 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 合 計 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |

お問い合わせ 総務部 総務課（米原庁舎） ☎ 52-1552 ☎ 52-4447

農地の賃貸借に係る標準小作料が改定されました

- 米原市農業委員会では、小作料の標準額を下記のとおり定めました。
- 小作料の標準額は、賃貸借当事者間で小作料の額を決める際の目安としていただくものであり、原則的に当事者間で自由に契約ができます。
- 標準小作料は、粗収益（米の主産物の売り渡し額）から生産費用と経営者報酬等を差し引いた額です。

| 農 地 区 分 | | | | 小作料の標準額 (水稲10a当たり) | 備 考 (水稲10a当たりの平均収量) |
|---------|-------------------------|---|-----------------------------|-----------------------|------------------------|
| 田の部 | 山 東 | 1 | 全域 | 8,000円 | 488kg |
| | | 2 | 甲津原・曲谷・吉槻・上板並・下板並・大久保・甲賀・小泉 | 5,500円 | 476kg |
| | 伊 吹 | 1 | 藤川・大清水・上平寺・上野・弥高・寺林 | 6,500円 | 480kg |
| | | 2 | 伊吹・春照・高番・村木・杉澤 | 7,000円 | 483kg |
| | | 3 | 伊吹・春照・高番・村木・杉澤 | 7,000円 | 483kg |
| | 米 原 | 1 | 平坦部（上田）（ほ場整備済田） | 9,000円 | 510kg |
| | | 2 | 平坦部（中田）（未ほ場整備田・干拓田） | 6,000円 | 500kg |
| | | 3 | 山間部（下田） | 4,500円 | 493kg |
| | | 4 | 山間部（最下田） | 3,500円 | 489kg |
| | 近 江 | 1 | ほ場整備済 | 9,000円 | 505kg |
| | | 2 | ほ場整備除外地 | 7,000円 | 496kg |
| | | 3 | 東部山間地 | 5,500円 | 490kg |
| 畑の部 | 市内の畑地については、全域で標準値を定めない。 | | | | |

※適用開始時期については、平成19年5月10日から適用する。

※上記の小作料標準額には、水利費分は含まれておりませんので、ご注意ください。

※上記の小作料標準額は、賃貸借当事者間で小作料を決める際の目安とするものであり、最終的な小作料は、地域の実情を反映し、貸し手借り手の両者間でよく話し合って決めてください。

お問い合わせ 米原市農業委員会（伊吹庁舎） ☎ 58-2226 ☎ 58-1197

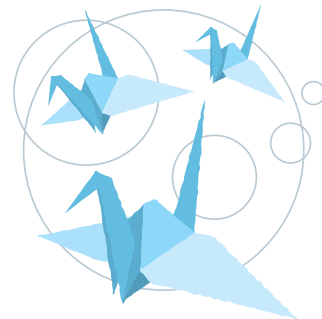


みんなの祈りを『平和の折り鶴』に込めて

平和への願いを込めた『平和の折り鶴』を募集します。

みなさんから寄せられた折り鶴は、広島市、長崎市のほか、核を保有する5つの国に届けます。

1945年8月に広島、長崎に投下された原子爆弾の恐ろしさと悲惨な戦争体験を風化させることなく、次代を担う若者に非戦非核の願いを継承していけるよう、市民の皆さんの願いを折り鶴に託してください。



【規格】 折り紙の規格：15cm×15cm角

※下の「非核・平和都市宣言」印刷部分を切り取り、折り鶴用折紙としてご使用ください。
(市販されている同じサイズの折紙での応募でも構いません。)

【応募期間】 6月15日(金)から6月29日(金)まで

【応募方法】 『平和の折り鶴』は、下記の公共施設にて回収します。

【その他】 応募いただいた『平和の折り鶴』は、8月4日開催の米原市平和祈念式典にて披露した後、米原市民代表により、広島市、長崎市および核保有5カ国大使館へと届けます。

折っていただいた『平和の折り鶴』は、羽を開かずに閉じたままの状態でお持ちください。



お問い合わせ 総務部 総務課(米原庁舎) ☎ 52-1552 ☎ 52-4447



非核・平和都市宣言

私たちのまち まいばら には
青い空と緑にはえる山々
清流のせせらぎ
みのり豊かな田園
母なるめぐみの湖(うみ)がある

まちかどや広場には
子どもたちの歓声が
若者たちの歌声が
軒先からは人々の
静かな語らいがきこえてくる

遠く海をこえた かなたにも
同じ人々のくらしと
しあわせがある

しかし 今
地球をおおう核の脅威は
あらゆる命のいとなみを破壊し
かけがえのない平和を
一瞬にして 奪いさろうとしている

私たちは 知っている
核兵器が
生きとし生けるもの
すべてを破壊しつくして
何も もたらさないことを

私たちは 知っている
すべての人間が手をつなぎ
平和な明日に向かって
力をよせあうことが
どんなに大切に
すばらしいかを

悲惨なヒロシマ ナガサキの体験から
核兵器を「持たず 作らず 持ち込ませず」の
非核三原則を全世界に訴え
戦争の放棄 恒久の平和を誓った
平和憲法を
私たちは 守ります

人々の明日にとって
子どもたちの笑顔が
若者たちの明るい未来が
いきいきとした命のいとなみが
永遠に続くことを願っている

私たちは 訴えます
核を持つすべての国々に
すべての核兵器を 今 すてよ! と

この市民の声と 願いを
世界に広く訴えるため
ここに米原市は
「非核・平和都市」を宣言する

平成17年6月27日 米原市



米原市役所米原庁舎

〃 山東庁舎

〃 伊吹庁舎

〃 近江庁舎

息郷行政サービスセンター

醒井行政サービスセンター

柏原行政サービスセンター

吉槻行政サービスセンター

三吉会館

和ふれあいセンター

ソーシャル・キャピタルプラザ

伊吹健康プラザ愛らんど

米原公民館

山東公民館

伊吹葉草の里文化センター

近江公民館

市民交流プラザ

勤労青少年ホーム



講座

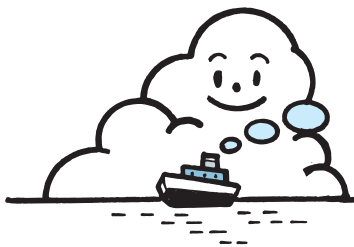


**長浜北星高校 開放講座
夏休み親子ものづくり教室**

和風インテリアスタンド（照明）とおもしろ貯金箱をつくります。
日時▶7月28日（土）～8月18日（土）までの毎週土曜 9時～12時
場所▶長浜北星高校
受講料▶2,000円（材料費は別途2,000円）

対象者▶県内在住の親子（祖父母も可）
定員▶15組（応募多数の場合は抽選）
申込期間▶6月25日（月）～7月7日（土）
申込方法▶往復はがきに郵便番号、住所、氏名、年齢、性別、電話番号を明記の上、下記まで

申・問 〒526-0036 長浜市地福寺町3番72号 長浜北星高校 開放講座係
☎ 62-3370 FAX 65-1344



**平成19年度第2期（7月～9月）
リサイクルガラス講座**

①バーナーワーク講座（全10回）

◎金曜コース（7/6開講）
9時30分～と13時30分～
◎土曜コース（7/7開講）
9時30分～12時
◎水曜コース（7/4開講）
18時～20時30分
定員▶各コース10人
受講料▶25,000円

②吹きガラス講座（全10回）

◎毎週金曜（7/6開講）
9時30分～と13時30分～
◎毎週土曜（7/7開講）
9時30分～12時
定員▶各コース4人
受講料▶30,000円

……①②とも……………
対象者▶18歳以上
申込方法▶各講座開催日前日までに、電話またはFAXで下記まで
申・問 クリスタルブラザガラス工房
☎ 62-7146 または 62-7143（受付時間9時～17時・日曜は休み）
FAX 65-0245

**シニアのための介護員（ヘルパー）
2級課程養成講習会**

対象▶県内在住の55歳以上65歳までの方で、介護員として就業・就職する意志がある方

開催場所/日時▼

- ①アーバンホテル草津/7月21日（土）～平成20年3月1日（土）の土曜（全20回）9時～16時
- ②滋賀文化短期大学/7月30日（月）～11月19日（月）（全21回）9時～16時

定員▶①②とも30人（超過のときは抽選）

受講料▶無料 教材は支給

申込締切▶①は7月12日（木）、②は7月19日（木）必着

申込方法▶往復はがきに、講習名〔ヘルパー養成講習、開催場所①または②を明記〕住所、氏名（ふりがな）、年齢（生年月日）、電話番号を記入して下記まで。

申・問 (社) 滋賀県シルバー人材センター連合会
〒520-0051 大津市梅林一丁目3番10号
☎ 077-525-4128
FAX 077-527-9490

ヘルスアップ!

**「運動ファシリテーター養成講座」
参加者募集**

参加無料

市では、健康づくりを積極的に支援するため、個人個人に合った健康支援プログラムを提供する「国保ヘルスアップ事業」を実施しています。

この「国保ヘルスアップ事業」で6ヶ月間の個人指導を受けた参加者がヘルスアップ事業の終了後も継続して生活習慣病予防に取り組み、運動を習慣化していくきっかけとして、健康づくりに関する活動グループの形成を望む声が高まっています。

そこで、健康づくりのアドバイスやグループ活動を側面的に支援する人材を養成し、地域ぐるみの健康づくりを推進するため、「ファシリテーター養成講座」を開催します。健康づくりや仲間づくりに興味のある方、ぜひ「ファシリテーター養成講座」にご参加ください。

| | 日時 | 内容 |
|-----|------------------------|----------------------------|
| 第1回 | 7月 4日（水） 10時～16時30分 | ファシリテーターの役割と資質とは |
| 第2回 | 7月11日（水） 10時～16時30分 | ウォーキングの実践 |
| 第3回 | 未 定 | 健康運動指導士による運動についての講話と実技（予定） |

【会 場】米原げんきステーション（米原庁舎南隣）
【対 象】市内在住の65歳以下の方
【応募方法】6月29日（金）までに健康づくり課まで電話またはFAX、Eメールにてお申し込みください。

難病者のための はじめてのパソコン教室

対象▶難病の患者さんで（どのような疾患、障がいをお持ちの方でも受講していただけます）ワード講座4回、エクセル講座4回のすべてに参加できる方。

日時▶【ワード講座（全4回）】
7月10日（火）・14日（土）・17日（火）・21日（土）

【エクセル講座（全4回）】9月26日（水）・29日（土）・10月3日（水）・6日（土）

※それぞれ午前コース（9時～12時）と、午後コース（13時～16時）があります。

場所▶草津コミュニティ支援センター（草津市西大路町10-12）

受講料▶無料

定員▶20人（定員になり次第締切）

申込方法▶氏名、年齢、連絡先を下記まで

☎・☎ 滋賀県難病相談・支援センター

☎ 077-526-0171

☎ 077-526-0172

✉ sigananbyo@ex.biwa.ne.jp

ミシガン州立大学連合センター 夏季短期集中英語プログラム

初級者から中・上級者を対象にコミュニケーション能力の向上を目指す英語講座です。英語を学ぶ楽しさが体験できます。

コース別の日程と受講料▼

●4日間コース 7月17日（火）～20日（金）受講料：40,000円

●5日間コース 7月23日（月）～27日（金）受講料：45,000円

●9日間コース 7月17日（火）～27日（金）受講料：80,000円

会場▶ミシガン州立大学連合日本センター（彦根市松原町）

申込締切▶いずれのコースも7月2日（月）

☎・☎ ミシガン州立大学連合日本センター

☎ 0749-26-3400

http://www.jcmu.net



募集

滋賀県レイカディア大学 （米原校）第30期 学生募集

高齢者が新しい知識と教養を身に付け、地域の担い手となるための生涯学習の場です。

募集学科（定員）▶園芸科（25人）、生活科学科（20人）、スポーツ・レクリエーション科（20人）、地域文化科（15人）

修業期間▶平成19年10月～平成21年9月（2年間）

入学資格▶県内に居住し、昭和22年10月1日～昭和7年9月30日の間に生まれた方で、学習意欲があり、通学および各種講義に出席できる健康な方。また、修業後、学習成果を生かして、地域の担い手として活動できる方。

授業料▶年額20,000円

※ただし、教材費、傷害保険料、見学・研修の経費等は学生負担

願書受付期間▶6月18日（月）～7月19日（木）

☎・☎ 滋賀県レイカディア大学米原校（県立文化産業交流会館内）

☎ 52-5110

http://www.e-biwako.jp/



犬は正しく 飼いましょう

◎鑑札は必ずつけましょう。

迷い犬を捕獲した場合、鑑札をつけていると早急に飼い主に連絡することができます。

◎フンは必ず飼い主が始末しましょう。

◎犬は必ずつないで飼うか、柵の中で飼いましょう。

◎運動は引き綱を引いて行いましょう。

つながれていない犬、および飼い主の不明な犬は動物保護管理センターで保護することがあります。

☎ 滋賀県動物保護管理センター（湖南市）

☎ 0748-75-1911 ☎ 0748-75-4450

“いい明日は 仕事と暮らしのハーモニー”

6月23日（土）～29日（金）は 男女共同参画週間です！

男性と女性が、職場で、学校で、地域で、家庭で、それぞれの個性と能力を発揮できる「男女共同参画社会」――。

その実現のためには政府や地方公共団体だけでなく、国民のみなさんひとりひとりの取組が必要です。

男女がお互いに協力しあい、いきいきと暮らすことができるよう、私たちのまわりの男女のパートナーシップについてこの週間を機会に考えてみませんか。



※「男女共同参画社会基本法」は平成11年6月23日に公布・施行されました。

第45回滋賀県障がい者スポーツ大会（ボウリング）出場選手募集

日時▶7月22日（日）
 場所▶大津ボウル
 対象者▶療育手帳をお持ちの13歳以上の方
 参加申込締切▶6月27日（水）
 問・市 社会福祉課（山東庁舎）
 ☎ 55-8102 FAX 55-2406



第18回川魚クッキング

川魚を使った料理を囲んでみんなで楽しく試食し、交流を深めましょう。参加費は無料で、どなたでもご参加いただけます。
 日時▶6月24日（日）10時～
 場所▶和ふれあいセンター

メニュー▶あゆのあめだき、あゆの天ぷら、塩焼き、川魚のフライ、鱒・鯉の洗い、あら汁など

問 和ふれあいセンター
 ☎ 52-2232 FAX 52-8535

オオムラサキの観察会

国蝶・オオムラサキを観察します。嘉田知事の特別参加があり、知事とのふれあいコーナーもあります。



日時▶7月7日（土）10時～15時
 集合場所▶多和田会館前
 持ち物▶弁当、水筒、筆記用具、雨具、レジャーシート
 * 雨天の時は、多和田会館内で実施
 問 近江・オオムラサキを守る会（樋口）
 ☎・FAX 54-0440



献血にご協力を

- 近江保健センター前駐車場
6月21日（木）10時～12時
 - 米原げんぎステーション前駐車場
6月21日（木）14時～16時
 - 山東庁舎別館玄関前駐車場
6月27日（水）10時～11時30分
- ※ 16歳から69歳までの健康な方（65歳以上の方は60歳から64歳の間に献血経験のある方）
 ※ 免許証、または保険証、お持ちの方は献血カード（手帳）をご持参ください。

問 市 健康づくり課（山東庁舎）
 ☎ 55-8105 FAX 55-8130

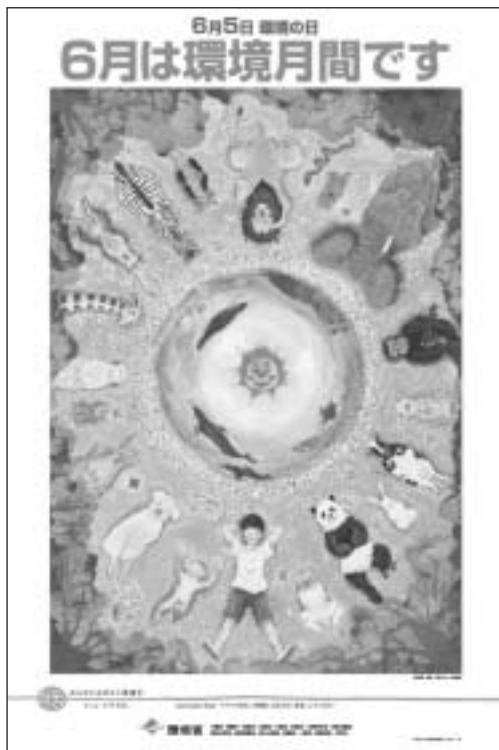
手話放送をスタート!

伊吹山テレビでは、本年度から手話放送を試行しています。手話放送は毎月末の6日間（土曜～翌木曜）、毎時00分～15分の番組の中で約3分間、導入します。番組へのご意見をお寄せください。

問 市 情報政策課（米原庁舎） ☎ 52-6627 FAX 52-5195



6月は環境月間です



市役所は「夏のエコスタイル」で執務します

6月1日～9月30日まで

環境省が提唱するクールビズは、夏のビジネス用軽装の愛称で、温室効果ガス削減のために夏のエアコン温度を28℃に設定し、そんなオフィスで快適に過ごすためのスタイルです。

米原市では、省エネのため、市職員はノー上着・ノーネクタイなどの軽装（エコスタイル）で執務します。みなさまのご理解をお願いします。



環境月間とは

環境月間は、環境問題における初めての国際会議として1972年にストックホルムで開催された「国連人間環境会議」を記念し、国連が会議開催日の6月5日を「世界環境デー」と定めたことを受けて、わが国では、平成3年度から6月の1ヶ月間を「環境月間」（昭和48年度～平成2年度までは、6月5日を初日とする「環境週間」とし、広く環境保全の取組を行っています。



お詫びと訂正

5月末に発行・全戸配布いたしました『広報まいばら6月1日号』と『みんなにわかる みんなのまいばら予算 2007』に下記の誤りがありました。お詫びして訂正いたします。

訂正箇所

- 広報まいばら6月1日号
 - ・ P26 第1回福祉のまちづくり講座のタイトル
(誤) 仲間づくりは地球づくり
↓
(正) 仲間づくりは地域づくり
 - みんなにわかる みんなのまいばら予算 2007
 - ・ 市長のごあいさつ中
(誤) 平成19年(2007年) 7月
↓
(正) 平成19年(2007年) 5月
 - ・ P49～P52の表中
右端の項目「関連ページ」の列をすべて削除
- 問 市 情報政策課 (米原庁舎)
☎ 52-6627 FAX 52-5195

米原市緊急通報システム協力員のみなさんへ

緊急通報システムの通報方法が変更されました

市では、在宅ひとり暮らし高齢者等の急病または事故等の緊急事態に対処するため、緊急通報システムを設置し、高齢者等の日常生活の不安の解消とその安全の確保に努めています。

このシステムの効果的な運用にご協力いただいているのが対象者の近隣に居住する約550人の『緊急通報システム協力員』の皆さんです。

昨年度末にこのシステムの通報方法が変更され、今まで、直接、消防署へ通報されていたものが、一旦、緊急通報事業受託業者（大阪ガスセキュリティサービス株式会社）を介して、消防署へ通報されることになりました。

そのため今後、利用者の安否確認にかかる連絡等が消防署に代わって、事業受託者から行われる場合がありますのでお知らせします。

緊急通報システム業務受託事業者：大阪ガスセキュリティサービス株式会社

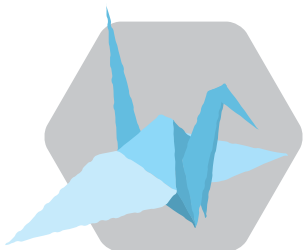
☎ 06-6303-4013 (福祉サービス部)

☎ 06-6303-6322 (ナースコールセンター)

問 市 高齢福祉課 (山東庁舎) ☎ 55-8103 FAX 55-8130



広島・長崎・核保有5か国に
「平和の折り鶴」を届けよう



くわしくは前のページをご覧ください。

The Maibara Nuclear-free and Peace Declaration

In our city Maibara
There are green mountains vividly contrasted with blue sky
Murmurs of clear streams
Abundant fields
And our Mother Lake.

In the streets and squares
We hear children cheering
And young people singing.
In the neighborhoods
Heart-felt conversation can be heard.

Far beyond the Oceans
People have their own lives and their own happiness.

But now
The growing nuclear threat endangers the entire world
To wipe out every single life
And ruin our fragile peace
In a flash.

We know
Nuclear weapons can annihilate every creature under the sun
And leave nothing but devastation.

We know
How important it is
For people all over the world to join hands with each other
And work together
For a bright and peaceful tomorrow.

From our horrible experiences in Hiroshima and Nagasaki
We appeal to the whole world
To abide by the three non-nuclear principles
"not possess", "not manufacture"
and "not introduce nuclear arms" into your country.
And we support Japan's "peace" Constitution
That has proclaimed renunciation of war and "peace for all time".

In our future
We hope
Children's angelic smiles,
Young people's bright future,
And people's happy and energetic life
Will continue eternally.

We appeal
To every nuclear power
"Renounce all nuclear weapons right now!"

To convey the sincere wish of us citizens'
To every corner of the world
Here we declare Maibara City
a "nuclear-free and peace city".

June 24, 2005
Maibara City
Mayor Michio Hirao

(Translated by the three Maibara High School students,
Toshiyuki Baba, Yasuhiro Horibe, and Shota Mori)



こんなとき
どうすればいい?

えっ!! 教材は解約できない? 家庭教師派遣と一緒に契約した教材

困ったときは
米原市消費生活相談窓口へ
(米原庁舎1階)
相談専用 ☎52-8088
受付 平日 9時15分~15時30分

2007.6/15

編集
発行

米原市役所
政策推進部

情報政策課

〒521-8501
滋賀県米原市下多良三丁目3番地
☎0749(52)6627
FAX 0749(52)5195

0749(52)5195

Eメール jounou@city.maibara.shiga.jp
公式サイト http://www.city.maibara.shiga.jp
発行日 平成16年6月6日(金)

発行日 平成16年6月6日(金)

相談

2か月ほど前、家庭教師を派遣しているという会社から、無料体験を勧める電話がかかってきた。小学4年生の子どもの成績が振るわず、どうしたものかと頭を痛めていたところだったので、受けてみることにした。

当日は、教師経験があるという男性と販売員の2人が訪ねてきて、30分ほどの無料体験授業が行われた。子どもも興味を持ったようで、販売員に「どうだった?」と聞かれ「面白かった」と答え、「やってみたい?」の質問には「やってみたい」と答えた。

子どもがやる気になったのならと、契約することにした。料金は週1回で1ヶ月12,000円。毎月末、教師に直接支払ってくださいと言われた。

しかし、契約はそれだけではなかった。家庭教師の契約をするには教材の購入が必要とのことで、小学4年~6年までの3年分で約65万円だと言われた。高額な上に事前に教材の話は全く出ていなかったのが驚いたが、子どものためになるのならと、契約することにした。



2週間ほどして教材が届いたが、大きな段ボール箱に入った大量の教材を見た子どもは、すっかりやる気をなくしてしまった。教師も、無料体験のときの教師とは違い、学生アルバイトが来て、購入した教材は使われず、学校の教科書が使われた。

昨日、解約を申し入れたところ、家庭教師は解約できるが教材はできないと言われた。家庭教師の契約に必要なと言われて契約したのに、教材が解約できないのは納得できない。

(N美 35歳)

答え

指導期間が2か月を超え、契約金額が5万円を超える家庭教師派遣の契約には、特定商取引法が適用されます。契約書面を受け取った日から8日間はクーリング・オフができ、クーリング・オフ期間が過ぎた後は理由を問わず中途解約ができます。

教材の購入が家庭教師派遣の条件となっている場合、教材は「関連商品」となり、クーリング・オフや中途解約ができませんが、購入が条件ではなく買っても買わなくてもどちらでもよい場合には「推奨品」となり、中途解約できなくなります。

N美さんは、「家庭教師派遣を契約するには教材の購入が必要だ」と言われて契約していますので、教材は「関連商品」だと考えられます。

しかし、受け取った教材の契約書面には「推奨品」と記載されており、役務の欄は「無」になっています。つまり業者は、特定商取引法の適用を逃げるため、家庭教師派遣は月謝制であり、家庭教師派遣と教材とは別の契約だと、書面で主張しているわけです。

契約は、実態で判断されま。N美さんは、3年分の教材の購入を条件として家庭教師派遣の契約をしていますので、この契約は3年間の指導が前提の契約であり、単に授業料の支払いのみが月払いとなっているに過ぎないと判断できます。

本件では、「この契約は特定商取引法に規定された家庭教師派遣契約であり、教材は関連商品である」と強く主張して、業者と交渉する必要があります。

家庭教師など役務の契約は、期待通りの成果や結果が出るかどうかは実際にその役務を受けてみないとわかりません。あまりに長期間の契約や大量の商品の購入は避け方が賢明です。また、商品の購入を勧められた場合は、その商品が「関連商品」なのか「推奨品」なのかを確認した上で、購入するかどうかを決めた方がよいでしょう。

なお、口頭での約束や説明には証拠が残らないため、後日「言った、言わない」の水掛け論になる可能性が高いと思われま。しかし念のため、販売員の言葉はその場でメモしておきましょう。